

平成22年度 事業計画書

(平成22年4月1日～23年3月31日)

平成22年3月24日
財団法人 主婦会館
理事長 清水 鳩子

皆様方からの多大なるご協力、ご支援のもと1956年（昭和31年）に四ツ谷駅前に開館いたしました主婦会館は、現在に至るまで半世紀以上を経てまいりました。

財団法人主婦会館は、主婦連合会を中心とする消費者運動の拠点というだけでなく、各種相談事業、講座など継続的な公益目的事業に注力する一方、これを支えるための収益事業として広く社会に開かれた施設として、多目的ホール、会議室、宴会場、レストラン、クリニックなどの展開・運営を行っております。

昨今の厳しい経済情勢を背景に、消費者をめぐる状況は深刻化しておりますが、これに呼応して消費者庁の発足に見られるように国の消費者行政も徐々に変わりつつあります。

こうした中であって財団法人設立の趣旨を再確認しつつ、ますます創意工夫を重ねながら意欲的に公益目的事業に取り組み、これを支える施設運営に邁進してまいりたいと思っております。

2008（平成20）年に施行された公益法人制度改革への対処は2013（平成24）年に期限を迎えますが、担当者を決め、財団法人主婦会館の方向性を検討してまいります。

事業計画書 目次

	ページ
1. 調査研究事業	3
・ 健康食品に関する消費者問題調査研究	
2. 啓発および相談事業.....	3
2.1. 消費者相談	
2.2. 消費者問題110番	
2.3. ティーンズカフェ	
2.4. 住まいの相談室	
2.5. 法律相談	
2.6. 税務相談	
2.7. 夫婦・親子相談	
3. 各種研究会、講習会等の開催.....	6
3.1. 連続研究会「事故原因調査機関のあり方について」	
3.2. 連続講座「消費者市民社会とはなにか～共通理解のための基礎講座～」	
3.3. 消費者セミナー2010シリーズ1「独禁法を学ぶ」	
3.4. 消費者セミナー2010シリーズ2「社会保障」	
3.5. 「健康/権利」エデュケーター養成講座	
3.6. こころのケア講座	
3.7. 「こころのケア講座」ファシリテーター養成講座	
4. 展示等.....	8
・ 消費者問題に関する展示	
5. その他.....	8
5.1. チャリティーバザー	
5.2. 産直市	
6. 施設の運営（収益事業）	8
6.1. 主婦会館クリニック	
6.2. 会議室・レストランの運営	

1.調査研究事業

● 「健康食品」に関する消費者問題調査研究

昨年のエコナの販売自粛，特定保健用食品（トクホ）取り下げの話題は記憶に新しい。消費者庁ではトクホやいわゆる「健康食品」の表示についての検討が始まったところである。トクホとは何かということについても消費者の理解は十分とはいえず，いわゆる「健康食品」とはどの範囲を指すのかもあいまいな状況にある。

健康ブームが継続するなか，「健康食品」についての調査を実施する。本テーマにおける消費者の意識と意見を分析し，規制の在り方の議論につなげるなど，調査結果を広く社会に問題提起する。

実施時期	平成22年7月～10月
対 象	一般消費者
調査方法	郵送留置方式
配布数	500

2.啓発および相談事業

2.1. 消費者相談

消費者は自分の望む商品・サービスを選択し購入するのに，事業者から提供される表示，情報などを基にして判断せざるを得ない。昨今は，商品・サービスの多様化，複雑化によってトラブルも巧妙化・深刻化しており，前にも増して消費者個人での問題解決が困難になり，消費者相談の必要性は高まっている。

また，持ち込まれた相談は，相談者個人のための解決にとどめず社会的な問題としてとり上げ，消費者の共通の利益のために役立てることを目指す。具体的には，相談を通じて得られた問題意識を，政治，行政，民間ルール等に反映させるなど，主婦連合会の視点からの消費者相談を展開する。

相談日	週3回（予定）
対 象	一般消費者
担 当	消費生活相談員 2名（原則）

2.2. 消費者問題110番

タイムリーな消費者問題をとりあげ，集中的に苦情や情報提供を募る110番を実施する。消費者の生の声を政治，行政，事業者，マスコミ等に届け，問題提起を行うことで，広く社会への啓発や問題解決への議論につなげる。

テーマ案 1：地デジなんでも110番

アナログ停波まで1年。地デジ完全移行を消費者はどう考えているか。弱い立場の

人たちに不利益はないのか。結果によっては、停波の延期の論議につなげたい。

テーマ案 2：食の安全 他

実施時期	平成22年11月～12月（予定）
対 象	一般消費者
担 当	消費生活相談員

2.3. ティーンズカフェ（思春期の女子向け、心とからだの医療相談）

10代の女子のからだの悩み、性に関する悩み（性同一障害を含む）、さまざまな心配事（学校や人間関係のトラブル・摂食障害など）を、気軽に相談できる無料相談室。思春期の多感で揺れ動きがちな女の子が自分自身のこころとからだについて思い悩み、困っているときにためらわずに相談にいける場所，“保険証のいらぬ無料のプレクリニック”として開設している。個々の相談内容により、必要に応じて適切な医療機関を紹介する。

対 象	小学生～大学生までの女子 上記以外の年齢の女子・男子の相談・幼児に関する相談も希望により受け付ける。教育現場の方（教師・養護教諭）、保護者からの相談も可。
相 談 日	毎週木曜日 9時～19時30分。予約制（1回 15分～30分）
相 談 料	無料
担 当	産婦人科医師 堀口 雅子

2.4. 住まいの相談室

2.4.1. 有料相談

相談内容が欠陥・瑕疵にとどまらず、権利関係や快適性など住まい全般に及ぶようになっており、近年は設計者・施工者との関わりについての相談も出ている。

相 談 日	予約に応じて随時対応
相 談 料	1時間 3,150円（消費税込み）
担 当	一級建築士

2.4.2. 特別講座・無料相談会

住まいの形態がますます多様化しており、マンション居住や高齢者対応など時宜に適ったテーマで特別相談会を開催する。（株）象地域設計と共催する。

2.4.2.1. 「高齢者対応住宅改善講座・相談会」（第4回）

日 時	平成22年 9月 開催予定
趣 旨	高齢社会の到来に合わせて、安全安心で住み続けられる住まいと環境の改善をテーマに、具体的な事例紹介および個別の相談会を行う。

2.4.2.2. 「マンション維持管理講座・相談会」 (第5回)

日 時	平成22年11月 開催予定
趣 旨	分譲マンションストック500万戸超の時代に入り、管理や修繕・建替え等多くの課題を抱える管理組合・区分所有者への正確な情報発信の講座と公開・個別の相談会として開催する

2.5. 法律相談

一般の方が気軽に法律相談を受けることによってその権利保障がなされるよう、実務経験豊富な女性弁護士が相談に当たる。相続・遺言、離婚・家族の問題、不動産売買、損害賠償、破産、消費者問題、会社関係、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの法律相談に応じ、男女は問わない。日本女性法律家協会と共催する。

2.5.1. 無料法律相談

相談日時 年間で1～2回 開催

2.5.2. 有料法律相談

相談日 毎週水曜日・土曜日 10時～19時（予約制）、
但し、土曜日は17時30分まで
相談料 1回45分 7,875円（消費税込み）

2.6. 税務相談

確定申告から相続・贈与・所得税など生活に直接影響のある税務全般から法人税・会計・経営・法規に至るまで幅広く個々の相談に応じる。日本税理士会連合会と共催する。

相談日 毎月1回（金曜日）13時～16時
相談形態 面接相談および電話相談（予約は不要）

2.7. 夫婦・親子相談

公開セミナー・相談会〔高齢者・夫婦・親子問題〕を（社）家庭問題情報センターと共催する。

開催日時 年度内に1回以上開催予定。全日または半日
趣 旨 家庭内の問題を取り上げる。
内 容 講演・分科会・無料相談等。

3.各種研究会，講習会等の開催

3.1. 連続研究会「事故原因調査機関のありかたについて」

運輸安全委員会など，特定の分野での事故原因究明機関は存在するが，エレベータ，遊具，プールなど，生活環境の中での事故の原因究明を行い，再発防止へつなげる専門機関が日本には存在しない。そもそも，既存の運輸安全委員会でも，警察の捜査が優先されることにより，再発防止のための徹底的な原因究明ができない現状がある。現在の問題点，今後の課題を知るための研究会を全3回開催する。

テ－マ	事故原因調査機関のありかたについて
対 象	一般消費者
講 師	・日本乗員組合連絡会議 高本孝一 ・明石歩道橋犠牲者の会 下村誠治 ・日航ジャンボ機御巣鷹山墜落事故被災者家族の会 美谷島邦子 ・ふじみ野市教育委員会 鶴田昌弘（プール事故）

3.2. 連続講座「消費者市民社会とはなにか

～共通理解のための基礎講座～

昨年日本に新たな行政機関として消費者庁，消費者委員会が設置された。消費者，生活者の視点に立つ初めての行政機関である。このようなパラダイム転換の中，消費者の行動で社会を良い方向に導くという「消費者市民社会」という新しい概念がにわかに脚光をあびている。消費者基本法が掲げる消費者の権利の尊重，消費者の自立支援について，いまいちど基本的なところから学びなおし，将来に向けての新しい方向性を模索することにつながる全6回の連続講座を開催する。

テ－マ	消費者市民社会とはなにか
対 象	一般消費者
講 師	学者，弁護士など講師は毎回変える予定

3.3. 消費者セミナー2010 シリーズ1「独禁法を学ぶ」

独占禁止法は消費者問題を考える上で，もっとも基本となる法律のひとつである。知っているようで知らない独禁法について，最新の改正の情報を盛り込んで学びなおすためのセミナー。違法収益を被害者に返す仕組みなど今後の課題もふくめた内容とし，将来の改正の方向性も探る全3回の連続セミナーを開催する。

テ－マ	独占禁止法
対 象	一般消費者
講 師	石岡克俊（慶応義塾大学産業研究所准教授）

3.4. 消費者セミナー2010 シリーズ2「社会保障」

私たちの生活を支える社会保障や社会福祉の制度は，どのような役割を果たしているのか。また，税金の仕組みはどのようになっているのか。消費税をアップする

必要があるのか。高齢化社会において社会保障費等の公正・公平な負担とは何かをテーマに全3回の連続セミナーを開催する。

テーマ（案）	第1回 「日本の社会保障制度」
	第2回 「税と社会福祉」
	第3回 「消費税」
対 象	一般消費者
講 師	学者、評論家等

3.5. 「健康／権利」エデュケーター養成講座

現在小、中、高等学校では、命の大切さや人権という視点からみた性の問題を扱う授業がなく、学校現場では、看護師などを招いてそのような講義が単発で行われているという現状がある。生徒たちと年齢も近い若い看護師が、より深い理解に基づいた講義ができるよう、「命の大切さ」、「人権としての性」という概念について学ぶ場を提供する。

目 的	健康と権利という視点から性教育を行える看護師の育成
回 数	全21回開催予定
対 象	看護学校の学生（各回 5名～10名程度）
内 容	・10代が安全な保健行動をとるための知識の提供 ・自由討議のための「課題」の提供 ・教材ビデオ上映・自己表現の仕方
講 師	島沢 二三子（健康教育インストラクター）

3.6. こころのケア講座

暴力被害等のトラウマへのエンパワメントについて学ぶための講座。女性として与えられたパワーを再確認しながら、新しい自分の姿を見つめ直す手助けをしていく。子育て中の参加者が安心して講座を受けられるように保育を提供する。

回 数	全12回
対 象	被害者、支援者、家族の問題を抱えている人、教育関係者など（女性限定）
講 師	非営利活動法人 レジリエンススタッフほか

3.7. 「こころのケア講座」ファシリテーター養成講座

なるべく多くの被害者をエンパワメントするため、前項の「心のケア講座」を開催することができるファシリテーターを養成する講座。首都圏以外の地域でも、広くケア講座が開催されることを目的とする。

回 数	全6回
対 象	ファシリテーターとなることを希望する方 60名
講 師	中島 幸子（非営利活動法人 レジリエンス代表）ほか

4.展示等

● 消費者問題に関する展示

消費者問題に関連する展示を1Fロビーで行う。テーマにより、他団体等とも協力。3か月毎程度で展示替えを予定。年4回開催予定。

テーマ案	① 安全の啓発 ② 国際カーフリーデーにちなんだ環境問題の啓発 ③ 「健康食品」（調査研究の分析結果）など
対 象	一般消費者

5.その他

5.1. チャリティーバザー

DV被害者を支援するNPO等との共催で、被害者のこころのケアや自立のため、手作りの小物や衣料品などを1階ロビー販売する。

開催回数	1回
対 象	一般消費者

5.2. 産直市

安心安全で美味しい産地直送の農産物、海藻類、加工食品等を正面玄関外で販売する。地域の人々が楽しみにする恒例の催し。

開催回数	4回
対 象	一般消費者

6.施設の運営（収益事業）

6.1. 主婦会館クリニック — からだと心の診療室 —

6.1.1. 主婦会館クリニックの診療理念と発展

「生涯を通じて女性が健康でいきいきと暮らす」ためには、からだと心の両面からのアプローチが必要である。臨床心理士の協力も得て、診療と相談・カウンセリングを併行して実施できる体制をとった。

そのためには、身体的な問題で診療室を訪れた人でも、時間をかけて、丁寧に身体的異常の起こった周辺の生活の場の問題を明らかにしなければならない。昨今の医療崩壊と言われるような医療環境の悪化している現場では、一人初診で30分、再診で15分という時間をとっての完全予約制の診

療を行うのはきわめて困難であるのが現状である。

厚生労働省は一昨年（平成20年）いわゆる「5分間ルール」と言われる、慢性疾患で継続的に決まった処方箋を出すような場合でも、せめて5分間の診療時間をとるようという指示を出した。それほどに、外来診療で、患者一人に時間をかけることが困難という実情があるが、平成19年に、がん治療を受ける女性とその家族のための「サポート相談室」を開設し、ガン診断・治療後も「自分らしく生きる」ためのサポートを専門的立場で行えるようにした。さらに平成20年6月からは、治療法や生き方についての迷いやブレの発生することの多い性同一性障害の方に対する婦人科医の立場、カウンセラーの立場でのサポートを積極的に行うこととした。平成22年1月からは女性カウンセラー（長年、日赤医療センターで、セックスカウンセラーとして活躍）の参加を得てこの領域の相談も充実させることができた。

一人30～60分の時間をかけての相談・カウンセリング（思春期・更年期・老年期の家族・友人・同僚との人間関係の悩み、がん患者の生き方についての悩み、性同一性障害患者の家族・友人・同僚との人間関係の悩み、セクシャリティに関わる問題などについての相談等）は、保険診療の対象となっていないために全額自己負担となる。しかし、60分9000円の自己負担で継続的にカウンセリングを受けるのは、経済的負担が大きい。そこで、公益的観点から、前述した悩みから開放されて、身体的・精神的に健康でいきいき暮らすことへの手助けをすることの重要性という観点から、わずかではあるが相談・カウンセリング料の負担を軽くするべく料金の改定を行うこととした。

6.1.2. 担当者と診療時間（完全予約制）

堀口貞夫（産婦人科医師）	月曜日（12時～16時）、火曜日（17時～20時） 木曜日（12時～20時）
堀口雅子（産婦人科医師）	月曜日（17時半～20時） 金曜日（12時～16時）
佐々木掌子（カウンセラー）	月曜日（12時～20時）
村瀬敦子（カウンセラー）	火曜日（17時～20時）
高橋都（内科医師）	木曜日（17時～20時）
犬飼亜子（カウンセラー）	金曜日（第1, 3, 5週）（14時～19時） 金曜日（第2, 4週）（12時～16時）
金子和子（カウンセラー）	金曜日（第1, 3, 5週）12時～18時 金曜日（第2, 4週）10時～17時

6.1.3. 診療と相談の費用（自費・相談カウンセリングは税別）

完全予約制により、また、患者数・相談者数の増加により、無断あるいは当日のキャンセルは、予約が出来なかった人に迷惑をかけるという観点から、3000円を徴収することにする。

保険診療	疾病の検査・診断と治療は健康保険法にもとづく診療。
自費診療	避妊相談（初診 5,000円, 再診 3,000円）、妊婦健診（同左）。また、相談・心理療法（カウンセリング）：思春期・更年期・老年期の家族・友人・同僚との人間関係の悩み、がん患者の生き方についての悩み、性同一性患者の家族・友人・同僚との関係、セクシュアリティに関わる問題などについての相談。（50分 7,000円, 時間超過割り増しあり）

6.1.4. ティーンズカフェ

思春期までの女性のからだ・性に関する悩みや心配事を気軽に、無料で相談できる「ティーンズカフェ」を展開、当クリニックの女性医師が相談を担当する。

6.2. 会議室・宴会・レストランの運営

6.2.1. 会議室・宴会の運営

昨年は厳しい経済環境の中、自治体の研究・報告会や医療医薬の製薬会社主催によるセミナーの会議利用が活発に行われた。政府関連の会議利用も環境・ECOをテーマにした内容が多く、これらの傾向は今年度も続くと思われる。一方利用者の利用料金への軽減要請は強く、今年度は更にこの声が強くなることが予想される。対処方法を検討し、収入減を防ぐ。

したがって、今年度は、継続して利用いただいているお客様を維持しつつ、新たな顧客の開拓が第一優先にあげられる。特に消費者団体をはじめとするNPO法人のセミナー・シンポジウム等の利用は増加の傾向にあり、その活動の目的から当館の受け入れ態勢を以前より増して柔軟に工夫し、当館への期待に応えるように努める。

また、一般・民間企業への対応も、会議・宴会利用の折りに要望の多い託児サービスを完備するなど、お客様の声をしっかりと受け止めて、さらに利用していただきやすい施設としてソフト面での充実強化、サービスの質の向上に努める。

6.2.2. レストランの経営等

ランチタイムは2年連続売り上げの減少が続いており、長年続けてきたバイキングの見直しが求められている。この措置として新たなメニューの提案と運営の変化を図ることが重要である。貸会議室からのお客様の流れを受けとめると共に、個人の利用を伸ばすためにオリジナルの料理の開発を行っていく。

ディナータイムは、来店者0の日もある状態であり、現在の業態に拘らず、新たな展開を図らない限り存続さえ危うい。このため、平成21年度末に若手によるプロジェクトチーム「レストラン改革チーム」を結成した。抜本的対策の提案を待って打開を図り、来店者数の増加および増益を図る。

以上